

丸山町会の個人情報取扱い規程

第1条（目的）

本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的とします。

第2条（個人情報の概念）

個人情報とは、会員の①氏名、②生年月日、③性別、④住所とします。その他の情報は必要に応じて本人から直接取得したものとします。

第3条（責務）

本会は、個人情報保護に関する法令等を守るとともに、町会活動において個人情報の保護に努めます。

第4条（周知）

個人情報の取り扱い規程は、総会資料、広報まるやま、回覧などで会員に知らせます。

第5条（個人情報の取得）

本会は、会長が、会員又は新たに加入する会員から、「町会・自治会加入届」の提出を受けることにより、個人情報を取得します。

第6条（利用）

町会が取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行います。

- （1）会費の請求、管理、その他の文書の送付等。
- （2）町会員名簿の作成、地図の作成。
- （3）船橋市への各種申請。

第7条（管理・従事者の義務）

取得した会員の個人情報は、会長または会長が指定する役員が指定する場所で保管し、適正に厳重に管理します。

- （1）不要となった個人情報は、会長の立会のもと、適正に廃棄します。
- （2）業務に従事する者は、知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は他の目的に利用してはなりません。

第8条（提供先）

会員本人以外に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しません。ただし、次の場合は、会長が利用目的を明記した書面を確認し、会長が許可して提供します。

- （1）法令に基づく場合。
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
- （3）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要があるために、特に必要な場合。
- （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

第9条（記録）

本会は、前項の提供をしたときは、その記録を作成し、3年間保存します。

第 10 条（開示等）

本会は、保有している会員の個人情報を本人の知り得る状態に置くとともに、本人の請求に応じ、開示、訂正等を行います。

第 11 条（委任）

この個人情報取扱い規程に定めのない事項は、会長が別に定めます。

附則 この個人情報取扱い規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行します。